

川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 審査基準

NO	審査項目	審査の観点	配点
1	本事業に関する基本的理解	本事業に関する実施方針等が、子どもの成長の観点、保護者にとっての育児負担の軽減等に資する内容となっている。	30
2	受入年齢に応じた事業実績	安全面に配慮し、受入年齢に応じた事業実績が十分にある。	30
3	受入可能日時・受入枠	令和6年度試行的事業の利用実績等も踏まえながら、施設類型等の特性に応じた適切な実施方式により、利用者ニーズを満たせる時間帯において、安定的かつ十分な受入枠を確保している。	40
4	職員体制	職員体制、フォロー体制等が具体的に示されており、本事業の実施にあたり安定した体制が確保されている。	30
5	市との連携による利用促進	本市が行う利用促進に向けた広報等への協力の他、事業実施者において本事業の利用促進が図られる提案となっている。	20
6	障害児の受入体制や要支援家庭への対応	事業の趣旨を踏まえ、障害児の受入体制が十分に整っている。また、気になる子ども・保護者を把握した場合のアプローチ方法等が具体的に示されている。	30
7	料金設定	利用料金やその他料金の設定について、適切な提案がされている。	20
8	利用状況等の情報収集	積極的に利用状況等について情報収集を行うとともに本市と連携して課題の検証等を行う体制が確保されている。	20
合計点			220